

改 正 案	現 行
<p>関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 第六章（省略）</p> <p>第七章 関稅等不服審査会（第八十二条・第八十三条）</p> <p>第八章 雜則（第八十四条―第九十四条の二）</p> <p>第九章（省略）</p> <p>附則</p> <p>（課稅物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号（保稅蔵置場又は総合保稅地域に置かれた外国貨物の課稅物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（省略）</p> <p>五 定率法別表第二二八・九号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品のうちアルコール分が五パーセント以上のもの（ニリットル未満の容器入りにしたものを除く。）</p> <p>2 法第四条第一項第二号（保稅作業による製品である外国貨物の課稅物件の確定の時期）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 定率法別表第二二七・一号の二の（一）及び第二二八・九号の一の（一）のAの（a）に掲げる物品（同表第二二七・一号の一の（一）のBに掲げる物品を原料とする保稅作業）（法第五十六条第一項（保稅工場の許可）に規定する保稅作</p>	<p>関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 第六章 同上</p> <p>第七章 関稅等不服審査会（第八十二条―第八十五条）</p> <p>第八章 雜則（第八十六条―第九十四条の二）</p> <p>第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（課稅物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号（保稅蔵置場又は総合保稅地域に置かれた外国貨物の課稅物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 同上</p> <p>五 定率法別表第二二八・九号の一の（二）のBに掲げる物品のうちアルコール分が五パーセント以上のもの（ニリットル未満の容器入りにしたものを除く。）</p> <p>2 法第四条第一項第二号（保稅作業による製品である外国貨物の課稅物件の確定の時期）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二二七・一号の二及び第二二八・九号の一の（一）のAに掲げる物品（定率法別表第二二七・一号の一の（一）に掲げる物品を原料とする保稅作業）（法第五十六条第一</p>

業をいう。以下同じ。) により得られたものに限る。)

二 関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号) 別表第一第二七・一九号の一の (三) の A の (2) の (i) に掲げる物品

3 及び 4 (省略)

(継続的な輸入に該当する場合)

第四条の八 法第七条の六第三項 (継続的な輸入に該当する場合) に規定する政令で定める場合は、指定を受けようとする貨物の所属区分ごとに過去一年間に六回以上輸入の許可を受けている場合とする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十一 (省略)

2 及び 6 (省略)

7 法第七条の九第二項 (電磁的記録による帳簿の備付け等) についての規定の準用 () の規定において特例輸入者について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成十年法律第二十五号) 以下この項において「電子帳簿保存法」という。 () の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

項 (保税工場の許可) に規定する保税作業をいう。以下同じ。) により得られたものに限る。)

二 関税暫定措置法別表第一第二七・一九号の一の (三) の A の (2) の (i) に掲げる物品

3 及び 4 同上

(継続的な輸入に該当する場合)

第四条の八 法第七条の六第三項 (継続的な輸入に該当する場合) に規定する政令で定める場合は、指定を受けようとする貨物の所属区分ごとに過去一年間に四回以上輸入の許可を受けている場合とする。

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 同上

2 及び 6 同上

7 法第七条の九第二項 (電磁的記録による帳簿の備付け等) についての規定の準用 () の規定において特例輸入者について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成十年法律第二十五号) 以下この項において「電子帳簿保存法」という。 () の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

第四条見出し、第五条見出し、第六条第三項、第九条の二及び第十一条第一項	国税関係帳簿書類	関税関係帳簿書類
(省略)	(省略)	(省略)

(一団の土地等を所有又は管理する法人の要件)

第五十一条の十一 法第六十二条の八第二項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 (省略)

二 次に掲げる法人であること。

イ 地方公共団体その他財務省令で定める法人(イにおいて「地方公共団体等」という。)(又は地方公共団体等にその株式を所有され、若しくは出資若しくは拠出をされている法人(イにおいて「出資等法人」という。))にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で、一の地方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額(出資等法人にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合にあつては、出資等法人の所有に係る株式の数又は出資等法人の出資若しくは拠出の金額に、当該出資等法人の発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の総額に対する出資等法人に係る一の地方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額の割合を乗じて得た株式の数又は出資若しくは拠出の金額を含む。)(が、その発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の総額の百分の三以上であるもの

ロ 地方公共団体

第四条見出し、第五条見出し、第六条第三項及び第十一条第一項	国税関係帳簿書類	関税関係帳簿書類
同上	同上	同上

(一団の土地等を所有又は管理する法人の要件)

第五十一条の十一 法第六十二条の八第二項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 同上

二 地方公共団体その他財務省令で定める法人(以下この号において「地方公共団体等」という。)(又は地方公共団体等にその株式を所有され、若しくは出資若しくは拠出をされている法人(以下この号において「出資等法人」という。))にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人で、一の地方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額(出資等法人にその株式を所有され、又は出資若しくは拠出をされている場合にあつては、出資等法人の所有に係る株式の数又は出資等法人の出資若しくは拠出の金額に、当該出資等法人の発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の総額に対する出資等法人に係る一の地方公共団体等の所有に係る株式の数又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額の割合を乗じて得た金額を含む。)(が、その発行済株式の総数又は出資若しくは拠出の総額の十分の一以上であるものであること。

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)

()の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、しなければならない。ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときは、口頭で申告させることができる。

一 (省 略)

二 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称

三 五 (省 略)

(輸入申告の手続)

第五十九条 輸入しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)

()の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸入申告書を税関長に提出して、しなければならない。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 (省 略)

二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称

三 五 (省 略)

2 (省 略)

(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)

第五十九条の三 法第六十七条の二第一項ただし書(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れないで輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(輸出申告の手続)

第五十八条 輸出しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)

()の規定による申告は、左の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税関長に提出して、なければならない。ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときは、口頭で申告させることができる。

一 同上

二 貨物の仕向地

三 五 同上

(輸入申告の手続)

第五十九条 輸入しようとする貨物についての法第六十七条(輸出又は輸入の許可)

()の規定による申告は、左の各号に掲げる事項を記載した輸入申告書を税関長に提出して、なければならない。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 同上

二 貨物の原産地及び積出地

三 五 同上

2 同上

(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)

第五十九条の三 法第六十七条の二第一項ただし書(輸出申告又は輸入申告の時期の特例)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れないで輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一及び二（省略）

三 輸入申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行う場合（当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要がある）、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。）

四（省略）

2（省略）

第八十三条 削除

第八章 雑則

（税関事務管理人の届出手続）

第八十四条 法第九十五条第二項前段（税関事務管理人の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 税関事務管理人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 税関事務管理人を定めた理由
- 三 その他参考となるべき事項

2 法第九十五条第二項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 解任した税関事務管理人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 税関事務管理人を解任した理由
- 三 その他参考となるべき事項

（税関事務管理人を定めることを要しない手続）

第八十五条 法第九十五条第三項（税関事務管理人を定めることを要しない手続）

一及び二 同上

三 航空機により運送された輸入貨物に係る輸入申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行う場合（当該輸入申告に係る当該輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要がある）、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。）

四 同上

2 同上

第八十三条から第八十五条まで 削除

第八章 雑則

に規定する政令で定める手続は、法第七条第三項（事前教示）の規定に基づく手続並びに法第十五条（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚げ）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続とする。

（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）

第九十条の二 法第二百二条第四項（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付）に規定する政令で定める記録媒体は、次に掲げるものとする。

- 一 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格））に規定する日本工業規格をいう。以下この項において同じ。）X六―三五に適合するものに限る。）
 - 二 （省略）
 - 三 （省略）
 - 四 （省略）
- 2及び3 （省略）

（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）

第九十条の二 法第二百二条第四項（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付）に規定する政令で定める記録媒体は、次に掲げるものとする。

- 一 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格））に規定する日本工業規格をいう。以下この項において同じ。）X六―四又はX六―五に適合するものに限る。）
 - 二 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X六―三五に適合するものに限る。）
- 三 同上
 - 四 同上
 - 五 同上
- 2及び3 同上

関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）

目次

- 第一章（第二章の二）（省略）
 - 第二章の三 輸入禁制品（第六十一条の三―第六十一条の十三）
 - 第十三章（省略）
- 附則

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適當としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第一・六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二号の一の（一）及び（二）に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の二に掲げるこんにゃく芋、同表第二一八・二二号に掲げるパイナップル、同表第二二四・二二四号、第二二四・二九号及び第二二四・三三三号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二七・七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二八・九号の一の（一）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三三・一三三号から第九三三・三三三号までに該当する狩猟用の銃
- 二及び三（省略）

（輕減税率の適用について手續を要する貨物の指定）

第五十七条 法第二十条の二第一項（輕減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

- 一～三（省略）

四 法の別表第二一七・一七号の一の（一）のA及び二の（一）に掲げるエチルアルコ

関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）

目次

- 第一章（第二章の二）同上
 - 第二章の三 輸入禁制品（第六十一条の三―第六十一条の九）
 - 第十三章 同上
- 附則

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）

第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用することを適當としない貨物）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第一・六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二号の一の（一）及び（二）に掲げる海藻その他の藻類、同表第二一八・二二号に掲げるパイナップル、同表第二二四・二二四号、第二二四・二九号及び第二二四・三三三号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二七・七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二八・九号の一の（一）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四類に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三三・一三三号から第九三三・三三三号までに該当する狩猟用の銃
- 二及び三 同上

（輕減税率の適用について手續を要する貨物の指定）

第五十七条 法第二十条の二第一項（輕減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

- 一～三 同上

五 法の別表第二一八・九号の一の(一)のAの(a)及びBの(a)に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒

- 六 (省略)
- 七 (省略)
- 八 (省略)
- 九 (省略)
- 十 (省略)

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一 及び二 (省略)
- 三 当該貨物(前条第六号から第八号までに掲げるものを除く。)から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
- 2 前項の書面を提出する場合において、当該貨物が前条第六号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるときはその旨を記載した農林水産大臣の証明書を当該書面に添付しなければならない。
- 3 (省略)

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げる貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)につ

- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上
- 七 同上
- 八 同上

(軽減税率の適用についての手続)

第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一 及び二 同上
- 三 当該貨物(前条第四号から第六号までに掲げるものを除く。)から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
- 2 前項の書面を提出する場合において、当該貨物が前条第四号に掲げる飼料用に供する種類の調製品であるときはその旨を記載した農林水産大臣の証明書を当該書面に添付しなければならない。
- 3 同上

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならない。ただし、第五十七条第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる貨物(特例申告に係る指定貨物を除く。)については、

いては、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一～四 (省略)

五 当該貨物(第五十七条第六号から第八号までに掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び数量(同条第九号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量)

(認定手続)

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項(認定手続)の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者(次項及び第三項において「権利者」という。)及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(次項及び第四項において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第一項第五号(特許権等侵害物品)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 (省略)

3 法第二十一条第四項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 (省略)

二 疑義貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容

三～六 (省略)

4 (省略)

(認定手続の申立て手続)

第六十一条の四 法第二十一条の二第一項(認定手続の申立て)の規定による申立

第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一～四 同上

五 当該貨物(第五十七条第四号から第六号までに掲げるものを除く。)から製造した製品の品名及び数量(同条第七号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量)

(認定手続)

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項(認定手続)の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者(次項及び第三項において「権利者」という。)及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(次項及び第四項において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第一項第五号(特許権等侵害物品)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 同上

3 法第二十一条第四項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 同上

二 疑義貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は回路配置利用権の内容

三～六 同上

4 同上

(認定手続の申立て手続)

第六十一条の四 法第二十一条の二第一項(認定手続の申立て)の規定による申立

てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、これを税関長に提出しなければならない。

一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（次号及び第三号において「権利」という。）の内容

二 五（省略）

（意見を聴くことの求めの手續）

第六十一条の十 法第二十一条の四第一項（意見を聴くことの求め）の規定による求め（以下この条及び次条第二項において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、これを税関長に提出しなければならない。

一 法第二十一条の四第一項に規定する通知日

二 法第二十一条の四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

（特許庁長官に対する意見の求めの手續）

第六十一条の十一 税関長は、法第二十一条の四第二項（特許庁長官に対する意見の求め）の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び前条に規定する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、同条に規定する書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを特許庁長官に提出しなければならない。

2 税関長は、法第二十一条の四第二項の規定により特許庁長官に対し意見を求め

てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、これを税関長に提出しなければならない。

一 自己の商標権、著作権又は著作隣接権（次号及び第三号において「権利」という。）の内容

二 五 同上

る前に、その求めに係る意見照会請求をした者及び当該意見照会請求に係る貨物を輸入しようとする者に対し、前項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(認定手続を取りやめることの求めの手続)

第六十一条の十二 法第二十一条の五第一項(認定手続を取りやめることの求め)の規定による求め(第四号において「認定手続取りやめ請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一 法第二十一条の五第二項(通知日の通知)の規定により通知を受けた法第二十一条の四第一項(意見を聴くことの求め)に規定する通知日
- 二 法第二十一条の四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨
- 三 法第二十一条の四第六項(意見が述べられた旨の通知)の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日
- 四 認定手続取りやめ請求をする旨
- 五 その他参考となるべき事項

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十一条の十三 第六十一条の六及び第六十一条の七の規定は法第二十一条の五第一項(認定手続を取りやめることの求め)の規定による求めをしようとする者で同条第三項(金銭の供託)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十一条の八の規定は法第二十一条の五第七項(供託された金銭等の還付)に規定する権利の実行の手続について、第六十一条の九第一項の規定は法第二十一条の五第九項第二号(供託された金銭等の取戻しに係る承認)の承認を受けようとする者について、第六十一条の九第二項の規定は法第二十一条の五第九項第三号(供託された金銭等の取戻しに係る承認)の承認を受けようとする

者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定
 中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものと
 する。

第六十一条の六第一項	次条	第六十一条の十三において準用する次条
第六十一条の六第二項	供託をすべき申立人	供託をすべき請求者
第六十一条の七第一項、第二項及び第四項	供託をすべき申立人	供託をすべき請求者
第六十一条の七第一項及び第二項	法第二十一条の三第五項	法第二十一条の五第六項
第六十一条の六第二項	を輸入しようとする者	に係る法第二十一条の二第二項（認定手続の申立て）の規定による申立てをした申立特許権者等（法第二十一条の四第一項（意見を聴くことの求め）に規定する申立特許権者等をいう。第六十一条の十三において準用する次条及び第六十一条の八において同じ。）

第六十一条の七第一項 第一号及び第四項	法第二十一条の三第一項	法第二十一条の五第三項
第六十一条の七第一項 第一号及び第四項並び に第六十一条の八第一 項及び第二項	輸入者	申立特許権者等
第六十一条の七第三項	を輸入しようとする者	に係る法第二十一条の二第 一項（認定手続の申立て） の規定による申立てをした 申立特許権者等
第六十一条の九第一項	同条第五項	同条第六項

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油、灯油、軽油又は重油	一キロリットルにつき五十円
二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの	一キロリットルにつき四十円

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油、灯油、軽油又は重油	一キロリットルにつき六十円
二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン	接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの	一キロリットルにつき五十円

<p>三 ベンゼン、トルエン又はキシレン</p>	<p>四 キシレン</p>	<p>五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール</p>
<p>接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの</p>
<p>一キロリットルにつき五十 七円</p>	<p>一キロリットルにつき四十 九円</p>	<p>一トンにつき八十九円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸に吸収される重量割合を乗じて得た金額</p>
<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p> <p>一トンにつき九十一円に、中欄に規定するオレフィン抽出塔に投入された石油ガスがジメチルホルムアミド</p>		

<p>三 ベンゼン、トルエン又はキシレン</p>	<p>四 キシレン</p>	<p>五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール</p>
<p>接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p>
<p>一キロリットルにつき七十 一元</p>	<p>一キロリットルにつき六十 一元</p>	<p>一トンにつき百九円に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸に吸収される重量割合を乗じて得た金額</p>
<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p> <p>一トンにつき百十一円に、中欄に規定するオレフィン抽出塔に投入された石油ガスがジメチルホルムアミド</p>		

	六 イソブチレン 又はブテン・一	七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア セトン	八 (省略)	九 直鎖アルキル ベンゼン	十 プロピレン
	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガ スのうち、イソブチレン製造設備のイソブ チレン抽出装置に投入されるもの	脂肪酸カルボン酸製造設備(揮発油を空気 により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はプ ロピオン酸を製造するものに限る。)の酸 化反応器に投入される揮発油		灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器 に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽 和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十 五以上のものに限る。)	プロパン及びプロピレンを主成分とする石 油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入 されるもの
により抽出さ れる重量割合 を乗じて得た 金額	一トンにつき 五十二円	一キロリット ルにつき六十 二元		一キロリット ルにつき百八 十六円	一トンにつき 九十四円に、 中欄に規定す るプロピレン 分留設備に投 入された石油

	六 イソブチレン 又はブテン・一	七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア セトン	八 同上	九 直鎖アルキル ベンゼン	十 プロピレン
	ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガ スのうち、イソブチレン製造設備のイソブ チレン抽出装置に投入されるもの	脂肪酸カルボン酸製造設備(揮発油を空気 により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はプ ロピオン酸を製造するものに限る。)の酸 化反応器に投入される揮発油		灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器 に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽 和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十 五以上のものに限る。)	プロパン及びプロピレンを主成分とする石 油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入 されるもの
により抽出さ れる重量割合 を乗じて得た 金額	一トンにつき 六十四円	一キロリット ルにつき七十 六円		一キロリット ルにつき百八 十五円	一トンにつき 百十五円に、 中欄に規定す るプロピレン 分留設備に投 入された石油

2及び3 (省略)

<p>十三 高級アルコール</p>	<p>十二 シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア</p>	<p>十一 ニ・エチルヘキシルアルコール、ブチアルコール又はノルマルブチアルコールデヒド</p>	
<p>灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。)</p>	<p>水素製造設備の分解炉に投入される揮発油</p>	<p>水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油</p>	
<p>一キロリットルにつき百八十六円</p>	<p>一キロリットルにつき六十一円</p>	<p>一キロリットルにつき六十一円</p>	<p>ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額</p>

2及び3 同上

<p>十三 高級アルコール</p>	<p>十二 シクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア</p>	<p>十一 ニ・エチルヘキシルアルコール、ブチアルコール又はノルマルブチアルコールデヒド</p>	
<p>灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。)</p>	<p>水素製造設備の分解炉に投入される揮発油</p>	<p>水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油</p>	
<p>一キロリットルにつき百八十五円</p>	<p>一キロリットルにつき七十六円</p>	<p>一キロリットルにつき七十円</p>	<p>ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額</p>

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。(に係る数量として、同法第二百一条第一号(統計の作成)の統計)以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第三項、第四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十五年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、関税率表第四一・四項から第四一・七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品とする。

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵便物にあつては同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知とする。(に係る数量として、同法第二百一条第一号(統計の作成)の統計)以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易統計」という。)に計上される数量(同表第三項、第四項、第一四の二項及び第二二項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。)を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十四年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

- 一 関税率表第四一・一項から第四一・三項までに掲げる物品のうち、なめし過程にないもの以外のもの
- 二 関税率表第四一・四項から第四一・七項まで又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品

5 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一 関税率表第三九・二一項に掲げる物品

二 関税率表第四一・七項又は第四一・一二項から第四一・一四項までに掲げる物品

三 関税率表第四二・五項に掲げる物品

四 関税率表第四三・二項又は第四三・四項に掲げる物品

五 関税率表第五・四項に掲げる物品のうち縫糸

六 関税率表第五一・一一項から第五一・一三項までに掲げる物品

七 関税率表第五二・八項から第五二・一二項までに掲げる物品

八 関税率表第五四・一項、第五四・七項又は第五四・八項に掲げる物品

九 関税率表第五五・八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品

十 関税率表第五六・一項から第五六・三項まで又は第五六・九項に掲げる物品

十一 関税率表第六四・六・一 号に掲げる物品

十二 関税率表第六四・六・九一号又は第六四・六・九九号に掲げる物品のうち本底及びほかと以外のもの

十三 関税率表第八三・八項に掲げる物品

十四 関税率表第九六・六項又は第九六・七項に掲げる物品

6 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。

一 原材料貨物をなめすこと。

二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加

えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用するもの。

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第四十九条（省略）

2| 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八一四・一号、第六九二・一号及び第九四四・九号に掲げる物品であつて、平成十七年三月三十一日までに輸入されるものとする。

3| 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第二十三号、第二十四号、第二十八号、第三十四号から第三十七号まで、第三十九号、第五一号、第五三号から第五六号まで、第六一号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号、第八二号、第八三号、第八七号、第八八号、第一号、第一一号、第一三三号、第一六号、第一二二号、第一一五号、第二二二号、第二二四号、第二三六号から第二三八号まで、第一四三号、第一四六号から第一四八号まで、第一五五号、第一五九号、第一六一号及び第一六一号に掲げる国とする。

（原産地の意義）

第五十条（省略）

2（省略）

3 インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナムの五箇国（以下この項において「東南アジア諸国」という。）（のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産（当該物品の生産のために原料又は材料として使用され

（特惠受益国等及び特別特惠受益国の指定）

第四十九条 同上

2| 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第十四号、第十七号、第二六号、第二七号、第三二号、第三七号から第四号まで、第四二号、第五三号、第五五号から第五八号まで、第六五号、第七三号、第七四号、第八号、第八一号、第八五号、第八七号、第八八号、第九一号、第九三号、第一五号から第一七号まで、第一一六号、第一一九号、第一二四号、第二二五号、第二二七号、第二三八号から第二四号まで、第一四五号、第一四八号、第一四九号、第一五一号、第一五六号、第一六号、第一六一号及び第一六三号に掲げる国とする。

（原産地の意義）

第五十条 同上

2 同上

3 インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びヴェトナムの五箇国（以下この項において「東南アジア諸国」という。）（のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産（当該物品の生産のために原料又は材料として使用

た物品の生産を含む。()が東南アジア諸国のうち二以上の国(当該物品を本邦へ輸出する国を含む場合に限る。()を通じて行われたもの(前二項の規定によりその原産地が定められるものを除く。()については、東南アジア諸国を一の国とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(限度額等の算定に当たり特惠関税の適用による輸入額等を算入しない国の指定)
第五十七条 法第八条の四第二項第一号に規定する政令で定める国は、別表第一の第五一号及び第五五号に掲げる国とする。

(精製銅に係る特惠関税の適用に関する特例の対象となる特別特惠受益国の指定)
第五十八条 法第八条の五第一項に規定する政令で定める特別特惠受益国は、別表第一の第五一号及び第五五号に掲げる国とする。

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 (省略)

十四及び十五 削除

十六 二十一 (省略)

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 (省略)

2及び3 (省略)

された物品の生産を含む。()が東南アジア諸国のうち二以上の国(当該物品を本邦へ輸出する国を含む場合に限る。()を通じて行われたもの(前二項の規定によりその原産地が定められるものを除く。()については、東南アジア諸国を一の国とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(限度額等の算定に当たり特惠関税の適用による輸入額等を算入しない国の指定)
第五十七条 法第八条の四第二項第一号に規定する政令で定める国は、別表第一の第五三号及び第五七号に掲げる国とする。

(精製銅に係る特惠関税の適用に関する特例の対象となる特別特惠受益国の指定)
第五十八条 法第八条の五第一項に規定する政令で定める特別特惠受益国は、別表第一の第五三号及び第五七号に掲げる国とする。

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 十三 同上

十四 法の別表第一第二一七・一 号の一の()及び二に掲げるエチルアルコール

十五 法の別表第一第二一八・九 号の一の()のA及びBに掲げるエチルアルコール及び蒸留酒

十六 二十一 同上

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 同上

2及び3 同上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号から第六号までに掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十九号及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十三号まで、第十六号、第十七号又は第二十一号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と読み替えるものとする。

5 15 (省 略)

(用途外使用等の承認の申請手続)

第六十四条 法第九条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 及び二 (省 略)

三 当該物品について関税の軽減又は免除を受けた用途及び使用場所

四 (省 略)

2 (省 略)

別表第一(第四十九条関係)

番号	国 又は 地 域 名
一	アゼルバイジャン

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号、第五号及び第六号に掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十七号まで、第十九号及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで又は第二十一号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 15 同 上

(用途外使用等の承認の申請手続)

第六十四条 法第九条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 及び二 同 上

三 当該物品について関税の免除を受けた用途及び使用場所

四 同 上

2 同 上

別表第一(第四十九条関係)

番号	国 又は 地 域 名
一	アゼルバイジャン

二八	カーボヴェルデ
二七	ガーナ
二六	オマーン
二五	エルサルバドル
二四	エリトリア
二三	エチオピア
二二	エストニア
二一	エジプト
二〇	エクアドル
一九	英領ヴァージン諸島地域
一八	英領アンギラ地域
一七	ウルグアイ
一六	ウズベキスタン
一五	ウクライナ
一四	ウガンダ
一三	インドネシア
一二	インド
一一	イラン
一〇	イラク
九	イエメン
八	アンティグア・バーブーダ
七	アンゴラ
六	アルメニア
五	アルバニア
四	アルゼンチン
三	アルジェリア
二	アフガニスタン

二八	エル・サルヴァドル
二七	エリトリア
二六	エチオピア
二五	エストニア
二四	エジプト
二三	エクアドル
二二	英領ヴァージン諸島地域
二一	英領アンギラ地域
二〇	ウルグアイ
一九	ウズベキスタン
一八	ウクライナ
一七	ウガンダ
一六	ヴェネズエラ
一五	ヴィエトナム
一四	ヴァヌアツ
一三	インドネシア
一二	インド
一一	イラン
一〇	イラク
九	イエメン
八	アンティグア・バーブーダ
七	アンゴラ
六	アルメニア
五	アルバニア
四	アルゼンティン
三	アルジェリア
二	アフガニスタン

二九	ガイアナ
三	カザフスタン
三一	カナリー諸島地域
三三	ガボン
三三	カメルーン
三四	ガンビア
三五	カンボジア
三六	ギニア
三七	ギニアビサウ
三八	キューバ
三九	キリバス
四	キルギス
四一	グアテマラ
四二	クック諸島地域
四三	グルジア
四四	グレナダ
四五	クロアチア
四六	ケニア
四七	コートジボワール
四八	コスタリカ
四九	コロンビア
五	コンゴ共和国
五一	コンゴ民主共和国
五二	サウジアラビア
五三	サモア
五四	サントメ・プリンシペ
五五	ザンビア

二九	オマーン
三	ガーナ
三一	カーボ・ヴェルデ
三二	ガイアナ
三三	カザフスタン
三四	カナリー諸島地域
三五	ガボン
三六	カメルーン
三七	ガンビア
三八	カンボディア
三九	ギニア
四	ギニア・ビサオ
四一	キューバ
四二	キリバス
四三	キルギス
四四	グアテマラ
四五	クック諸島地域
四六	グルジア
四七	グレナダ
四八	クロアチア
四九	ケニア
五	コスタ・リカ
五一	コロンビア
五二	コンゴ共和国
五三	コンゴ民主共和国
五四	サウディ・アラビア
五五	サモア

五六	シエラレオネ
五七	ジブラルタル地域
五八	ジャマイカ
五九	シリア
六〇	ジンバブエ
六一	スーダン
六二	スリナム
六三	スリランカ
六四	スロバキア
六五	スワジランド
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	セーシェル
六八	赤道ギニア
六九	セネガル
七〇	セルビア・モンテネグロ
七一	セントクリストファー・ネイビス
七二	セントビンセント
七三	セントヘレナ及びその附属諸島地域
七四	セントルシア
七五	ソマリア
七六	ソロモン
七七	タークス及びカイコス諸島地域
七八	タイ
七九	タジキスタン
八〇	タンザニア
八一	チエコ
八二	チャド

五六	サントメ・プリンシペ
五七	ザンビア
五八	シエラ・レオネ
五九	ジブラルタル地域
六〇	ジャマイカ
六一	ジョルダン
六二	ジョルダン川西岸及びガザ地域
六三	シリア
六四	ジンバブエ
六五	スーダン
六六	スリナム
六七	スリ・ランカ
六八	スロヴァキア
六九	スロヴェニア
七〇	スワジランド
七一	セイシェル
七二	セウタ及びメリリア地域
七三	赤道ギニア
七四	セネガル
七五	セント・ヴィンセント
七六	セント・クリストファー・ネイビス
七七	セント・ヘレナ及びその附属諸島地域
七八	セント・ルシア
七九	象牙海岸共和国
八〇	ソマリア
八一	ソロモン
八二	タークス及びカイコス諸島地域

八三	中央アフリカ
八四	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
八五	チュニジア
八六	チリ
八七	ツバル
八八	トーゴ
八九	トケラウ諸島地域
九〇	ドミニカ
九一	ドミニカ共和国
九二	トリニダード・トバゴ
九三	トルクメニスタン
九四	トルコ
九五	トンガ
九六	ナイジェリア
九七	ナミビア
九八	ニウエ島地域
九九	ニカラグア
一〇〇	ニジェール
一一	ネパール
一二	バレーン
一三	ハイチ
一四	パキスタン
一五	パナマ
一六	バヌアツ
一七	パプアニューギニア
一八	パラオ
一九	パラグアイ

八三	タイ
八四	タジキスタン
八五	タンザニア
八六	チエッコ
八七	チャード
八八	中央アフリカ共和国
八九	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
九〇	チリ
九一	テュニジア
九二	トウヴァル
九三	トーゴ
九四	トケラウ諸島地域
九五	ドミニカ共和国
九六	ドミニカ国
九七	トリニダード・トバゴ
九八	トルクメニスタン
九九	トルコ
一〇〇	トンガ
一一	ナイジェリア
一二	ナミビア
一三	ニウエ島地域
一四	ニカラグア
一五	ニジェール
一六	ネパール
一七	ハイティ
一八	パキスタン
一九	パナマ

一一一	バルバドス
一一一	ハンガリー
一一二	バングラデシュ
一一三	フィジー
一一四	フィリピン
一一五	ブータン
一一六	フオー克蘭ド諸島及びその附属諸島地域
一一七	仏領ポリネシア地域
一一八	ブラジル
一一九	ブルガリア
一二一	ブルキナファソ
一二二	ブルンジ
一二三	米領サモア地域
一二三	ベトナム
一二四	ベナン
一二五	ベネズエラ
一二六	ベラルーシ
一二七	ベリーズ
一二八	ペルー
一二九	ポーランド
一三三	ボスニア・ヘルツェゴビナ
一三一	ボツワナ
一三二	ボリビア
一三三	ホンジュラス
一三四	マーシャル
一三五	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一三六	マダガスカル

一一一	バハレーン
一一一	パプア・ニューギニア
一一二	パラオ
一一三	パラグアイ
一一四	バルバドス
一一五	ハンガリー
一一六	バングラデシュ
一一七	フィジー
一一八	フィリピン
一一九	ブータン
一二一	フオー克蘭ド諸島及びその附属諸島地域
一二二	仏領ポリネシア地域
一二三	ブラジル
一二三	ブルガリア
一二四	ブルキナ・ファソ
一二五	ブルンディ
一二六	米領サモア地域
一二七	ベナン
一二八	ベラルーシ
一二九	ベリーズ
一三三	ペルー
一三一	ポーランド
一三二	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ
一三三	ボツワナ
一三四	ボリヴィア
一三五	ホンジュラス
一三六	マーシャル

一三七	マラウイ
一三八	マリ
一三九	マルタ
一四〇	マレーシア
一四一	ミクロネシア
一四二	南アフリカ共和国
一四三	ミャンマー
一四四	メキシコ
一四五	モリシヤス
一四六	モリタニア
一四七	モザンビーク
一四八	モルディブ
一四九	モルドバ
一五〇	モロッコ
一五一	モンゴル
一五二	モントセラト地域
一五三	ヨルダン
一五四	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一五五	ラオス
一五六	ラトビア
一五七	リトアニア
一五八	リビア
一五九	リベリア
一六〇	ルーマニア
一六一	ルワンダ
一六二	レソト
一六三	レバノン

一三七	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国
一三八	マダガスカル
一三九	マラウイ
一四〇	マリ
一四一	マルタ
一四二	マレーシア
一四三	ミクロネシア
一四四	南アフリカ共和国
一四五	ミャンマー
一四六	メキシコ
一四七	モリシヤス
一四八	モリタニア
一四九	モザンビーク
一五〇	モルドヴァ
一五一	モルディヴ
一五二	モロッコ
一五三	モンゴル
一五四	モントセラト地域
一五五	ユーゴスラヴィア連邦共和国
一五六	ラオス
一五七	ラトヴィア
一五八	リトアニア
一五九	リビア
一六〇	リベリア
一六一	ルーマニア
一六二	ルワンダ
一六三	レソト



一六四

レバノン



4 証明書の有効期間は、別表に掲げる物品につき、それぞれ同表の期間の欄に掲げる期間とする。ただし、農林水産大臣又は経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に規定するものを除くほか、第一項の申請書及び証明書の様式その他同項の割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率表」という。）第四一項から第四四項までの物品	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	一三三、九四トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物

4 証明書の有効期間は、別表に掲げる物品につき、それぞれ同表の期間の欄に掲げる期間とする。ただし、財務大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に規定するものを除くほか、第一項の申請書及び証明書の様式その他同項の割当てに関し必要な事項は、財務省令、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率表」という。）第四一項から第四四項までの物品	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	一三三、九四トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物

九	七二三・	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成一五年四月一日から同年九月三日まで	三、四、 トン
一五・	七二三・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一五年四月一日から同年九月三日まで	二、二二七、 トン
九	七二三・	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成一五年四月一日から同年九月三日まで	一三、七、三 トン
九	七二三・	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又	平成一五年四月一日から同年九月三日まで	三八、三 トン

九	七二三・	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	七一、六 トン
一五・	七二三・	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	二、四、 トン
九	七二三・	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	一三、一、四 トン
九	七二三・	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	三四、八 トン

一	二二・二・	九	は蒸留酒の製造に使用するもの	日まで	
二	一七・	一七・	とうもろこしのうちその他のもの	平成二五年四月一日から同年九月三日まで	九六、四 トン
一	一七・	一七・	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成二五年四月一日から同年九月三日まで	三四、六 トン
二	一七・	一七・	問わない。)	日まで	
一	一八・	一八・	でん粉(小麦でん粉を除く。)	平成二五年四月一日から同年九月三日まで	八五、二 トン
二	一八・	一八・	及びイヌリン並びに穀粉、		
一	一八・	一八・	ミール又はでん粉の調製食料	日まで	
二	一八・	一八・	品(米、小麦、ライ小麦、大		
一	一八・	一八・	麦若しくは裸麦の粉、ひき割		
二	一八・	一八・	りしたものの、ミール若しくは		
一	一八・	一八・	ペレット又はでん粉の一以上		
二	一八・	一八・	を含有するもので、これらの		
一	一八・	一八・	物品の含有量の合計が全重量		
二	一八・	一八・	の八五%を超えるものに限る		
一	一九・	一九・	ものとし、ケーキミックス及		
二	一九・	一九・	び育児食用又は食餌療法用の		
一	一九・	一九・	ものを除く。)		
二	一九・	一九・	のうちでん粉		
一	一九・	一九・	が最大の重量を占めるもの)		
二	一九・	一九・	小麦でん粉を含有するものを		
一	一九・	一九・	除く。)		
二	一九・	一九・	落花生(いつてないものその	平成二五年四月一日から平成二六年	七五、 トン(むきみ)
一	一九・	一九・	他の加熱による調理をしてな		

一	二二・二・	九	は蒸留酒の製造に使用するもの	年三月三十一日まで	
二	一七・	一七・	とうもろこしのうちその他のもの	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	八七、五 トン
一	一七・	一七・	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	二六六、七 トン
二	一七・	一七・	問わない。)	年三月三十一日まで	
一	一八・	一八・	でん粉(小麦でん粉を除く。)	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	八五、二 トン
二	一八・	一八・	及びイヌリン並びに穀粉、		
一	一八・	一八・	ミール又はでん粉の調製食料	年三月三十一日まで	
二	一八・	一八・	品(米、小麦、ライ小麦、大		
一	一八・	一八・	麦若しくは裸麦の粉、ひき割		
二	一八・	一八・	りしたものの、ミール若しくは		
一	一八・	一八・	ペレット又はでん粉の一以上		
二	一八・	一八・	を含有するもので、これらの		
一	一八・	一八・	物品の含有量の合計が全重量		
二	一八・	一八・	の八五%を超えるものに限る		
一	一九・	一九・	ものとし、ケーキミックス及		
二	一九・	一九・	び育児食用又は食餌療法用の		
一	一九・	一九・	ものを除く。)		
二	一九・	一九・	のうちでん粉		
一	一九・	一九・	が最大の重量を占めるもの)		
二	一九・	一九・	小麦でん粉を含有するものを		
一	一九・	一九・	除く。)		
二	一九・	一九・	落花生(いつてないものその	平成一四年四月一日から平成一五年	七五、 トン(むきみ)
一	一九・	一九・	他の加熱による調理をしてな		

二二二・二二	いものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。	三月三十一日まで	換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの・七五トんに換算するものとする。
一一二二二・九九	こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トんに、精粉一トンは、荒粉一・七六トんにそれぞれ換算するものとする。）
一七三・一七三・一七三・九	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	平成一五年四月一日から同年九月三日まで	七、七ト
一八六・二	ココアを含有する調製食品（塊状、板状又は棒状のもの、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	二二、一ト

二二二・二二	いものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。	三月三十一日まで	換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの・七五トんに換算するものとする。
一一二二二・九九	こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トんに、精粉一トンは、荒粉一・七六トんにそれぞれ換算するものとする。）
一七三・一七三・一七三・九	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	七、三ト
一八六・二	ココアを含有する調製食品（塊状、板状又は棒状のもの、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	二二、一ト

三月三十一日まで

四一七・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	二二四、平方メートル
------	--	--------------------------	------------

三月三十一日まで

四一七・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	二二四、平方メートル
二二七・	エチルアルコール（変性させてないものに限る。）及び蒸留酒のうち、アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	平成一四年一月一日から平成一五年三月三十一日まで	一四四、三キロリットル（アルコール分八八度換算）

三	四一 五・	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの）	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	一、七、 平方メ	一九 四一七・ 九一 四一七・ 九二 四一七・ 九九	える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。（のうち、染色色したものを除く。） （及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたものの以外のもの
		牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色色し又は模様付けしたもの	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	一、四六六、 平方メ		

三	四一 五・	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの）	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	一、七、 平方メ	一九 四一七・ 九一 四一七・ 九二 四一七・ 九九	える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。（のうち、染色色したものを除く。） （及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたものの以外のもの
		牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色色し又は模様付けしたもの	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	一、四六六、 平方メ		

四一六・ 二二二・ 四二二二・ 四二二三・ 一	たもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。()のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの(パーチメント仕上げをしたものを除く。))で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。()のうち、染色し又は模様付けしたものと	三月三十一日まで	トトル
五 一・	繭(線糸に適するものに限る。)	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	一、九九五ト ン
六四三・ 二 六四三・ 三 六四三・ 四 六四三・ 五	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)()のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したものと並びにこれら以外のもので本底が革製のもの(スポーツ用のもの、体操用、競技用その他	平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで	二二、一九 足

四一六・ 二二二・ 四二二二・ 四二二三・ 一	たもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。()のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの(パーチメント仕上げをしたものを除く。))で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。()のうち、染色し又は模様付けしたものと	三月三十一日まで	トトル
五 一・	繭(線糸に適するものに限る。)	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	一、九九五ト ン
六四三・ 二 六四三・ 三 六四三・ 四 六四三・ 五	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)()のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したものと並びにこれら以外のもので本底が革製のもの(スポーツ用のもの、体操用、競技用その他	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで	二二、一九 足

九 六四 五・	一 六四 五・	二 六四 四・	一九 六四 四・	九 九 六四 三・	九一 六四 三・	六四 三・	五九 六四 三・	六四 三・	これらに類する用途に供する もの及びスリッパを除くもの とし、甲が革製のもの以外の ものにあつては、甲の一部に 革を使用したものに限る。）

九 六四 五・	一 六四 五・	二 六四 四・	一九 六四 四・	九 九 六四 三・	九一 六四 三・	六四 三・	五九 六四 三・	六四 三・	これらに類する用途に供する もの及びスリッパを除くもの とし、甲が革製のもの以外の ものにあつては、甲の一部に 革を使用したものに限る。）

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）

（証明書類又は磁気テープ等の交付手数料）

第七条（省 略）

2 法第百二条第五項（磁気テープ等の交付手数料）において準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）の集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の二第一項第一号に掲げる記録媒体一卷こと又は同項第二号から第四号までに掲げる記録媒体一枚ごとに二万三千九百円とする。

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）

（証明書類又は磁気テープ等の交付手数料）

第七条 同 上

2 法第百二条第五項（磁気テープ等の交付手数料）において準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）の集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる記録媒体一卷こと又は同項第三号から第五号までに掲げる記録媒体一枚ごとに二万三千九百円とする。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）

（関税法施行令の特例）

第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該構造改革特別区域において民間事業者の能力を一層活用して関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項各号に掲げる行為をすることができる施設を設置及び運営を促進することにより、同法第二条第一項第三号に規定する外国貨物又は同項第一号に規定する輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十一条の十一第二号イ中、「又は」とあるのは、「若しくは」と、「（にその株式を所有され、又は」とあるのは、「（にその株式を所有され、若しくは」と、「又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額）」とあるのは、「若しくは一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額）」と、「その発行済株式の総数又は」とあるのは、「その発行済株式の総数若しくは」と、「以上であるもの」とあるのは、「以上であるもの（イにおいて「地方公共団体等関連法人」という。）又は地方公共団体及び地方公共団体等関連法人以外の法人で、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第一条第二項に掲げる構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第一条第二項に規定する特定事業の同法第四条第二項第四号に掲げる実施主体（法第六十二条の八第一項の許可を受けようとする一団の土地等の所在する地域を管轄する地方公共団体が同法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた同条第一項に規定する構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた実施主体に限る。）であるもの」とする。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）

（関税法施行令の特例）

第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該構造改革特別区域において民間事業者の能力を一層活用して関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項各号に掲げる行為をすることができる施設を設置及び運営を促進することにより、同法第二条第一項第三号に規定する外国貨物又は同項第一号に規定する輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十一条の十一第二号中、「又は」とあるのは、「（若しくは」と、「（にその株式を所有され、又は」とあるのは、「（にその株式を所有され、若しくは」と、「又は一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額）」とあるのは、「若しくは一の地方公共団体等の出資若しくは拠出の金額）」と、「その発行済株式の総数又は」とあるのは、「その発行済株式の総数若しくは」と、「以上であるもの」とあるのは、「以上であるもの（以下この号において「地方公共団体等関連法人」という。）であること、又は地方公共団体及び地方公共団体等関連法人以外の法人で、構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）（別表第一号に掲げる構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第二項に規定する特定事業の同法第四条第二項第四号に掲げる実施主体（法第六十二条の八第一項の許可を受けようとする一団の土地等の所在する地域を管轄する地方公共団体が同法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた同条第一項に規定する構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた実施主体に限る。）

